

(消費税抜き)

汚水の種類	使用料（1月につき）			
	料金区分	水量区分		
一般汚水	基本料金	10立方メートルまで		900円
	超過料金	1立方メートルにつき	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	65円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	70円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	75円
			50立方メートルを超えるもの	80円

● なお、農業集落排水施設使用料金表で算出した金額に消費税相当分**10%**を加えたものが農業集落排水施設使用料金になります。

● 使用水量の決め方

水道水の場合——水道水の使用量とします。

井戸水の場合——市が認定した水量は、下表により算出した水量とします。

1人世帯	11m <sup>3</sup>	(算出例)
2～6人世帯	1人当たり7m <sup>3</sup> を加算	3人世帯：11m <sup>3</sup> +(7m <sup>3</sup> ×2人)=25m <sup>3</sup>
7人世帯以上	1人当たり4m <sup>3</sup> を加算	8人世帯：11m <sup>3</sup> +(7m <sup>3</sup> ×5人)+(4m <sup>3</sup> ×2人)=54m <sup>3</sup>

併用の場合——井戸水で算出された水量の1/2と水道水の使用量を合算したものとします。

※ 井戸水を使用し、家族数により汚水量を認定されている方は、

- ・家族数に増減があったとき
- ・地下水から上水道に切り替えたとき

などの使用状況に変更が生じたときは、下水道課にて変更の手続きを行ってください。

【問い合わせ先】 大洲市役所 下水道課 市役所庁舎2階  
TEL 24-1720

(消費税込み)

使用水量(m <sup>3</sup> )	農業集落排水施設使用料金	備考	使用水量(m <sup>3</sup> )	農業集落排水施設使用料金	備考
～8	990円		30	2,475円	
9	990円		31	2,557円	
10	990円		32	2,640円	4人世帯認定水量
11	1,061円	1人世帯認定水量	33	2,722円	
12	1,133円		34	2,805円	
13	1,204円		35	2,887円	
14	1,276円		36	2,970円	
15	1,347円		37	3,052円	
16	1,419円		38	3,135円	
17	1,490円		39	3,217円	5人世帯認定水量
18	1,562円	2人世帯認定水量	40	3,300円	
19	1,633円		41	3,382円	
20	1,705円		42	3,465円	
21	1,782円		43	3,547円	
22	1,859円		44	3,630円	
23	1,936円		45	3,712円	
24	2,013円		46	3,795円	6人世帯認定水量
25	2,090円	3人世帯認定水量	47	3,877円	
26	2,167円		48	3,960円	
27	2,244円		49	4,042円	
28	2,321円		50	4,125円	7人世帯認定水量
29	2,398円		54	4,477円	8人世帯認定水量

● 農業集落排水施設使用料金の計算例

1ヶ月で25m<sup>3</sup>使用した場合

基本料金(10m<sup>3</sup>まで) 超過料金

{900円+(10m<sup>3</sup>×65円+5m<sup>3</sup>×70円)}×1.10=2,090円(円未満切捨て)

10m<sup>3</sup>+ 10m<sup>3</sup> +5m<sup>3</sup> =25m<sup>3</sup>

● 農業集落排水施設使用料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

【取扱い金融機関】

伊予銀行	愛媛たいき農業協同組合
愛媛銀行	愛媛信用金庫
香川銀行	四国労働金庫

四国内のゆうちょ銀行・郵便局